

標題

シングルハルタンカーのフェーズアウトおよび CAS

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0597
発行日 2004年9月1日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0557(2003年12月12日付)にてお知らせしておりますように、シングルハルタンカーのフェーズアウトおよび Condition Assessment Scheme (CAS)に関する MARPOL Annex I 改正規則が 2005年4月5日に発効します。

CASの実施時期につきましては後述のとおりですが、手続き上の要件により、船主はCAS実施計画を検査実施の少なくとも8ヶ月前に船籍国政府等に通知しなければならないことから、標記改正規則の内容について改めてお知らせいたします。

なお、CASの実施時期、技術要件、船級検査との相違および手続き上の要件を説明する資料として、CAS ガイドンスを ClassNK ホームページ(<http://www.classnk.or.jp/>)に掲載しておりますのでご案内申し上げます。トップメニューの「情報サービス」から「ダウンロード」、「PDF 出版物」へアクセスしますと当該ガイドンスをダウンロードすることができます。

シングルハルタンカーのフェーズアウト(13G 規則改正、決議 MEPC.111(50))

1. 2005年4月5日または次の表に規定される年における当該船舶の引き渡し日に相当する日までに 13F 規則(ダブルハルタンカー)の規定に適合しなければならない(13G(4)規則)。ただし、船齢 15 年以上のカテゴリー2 またはカテゴリー3 の油タンカーは CAS に適合しなければならない(13G(6)規則)。

油タンカーの カテゴリー	年月日
カテゴリー1	1982年4月5日またはそれ以前に引渡された船舶は 2005年4月5日 1982年4月5日以降に引渡された船舶は 2005年
カテゴリー2 および カテゴリー3	1977年4月5日またはそれ以前に引渡された船舶は 2005年4月5日 1977年4月5日以降 1978年1月1日以前に引渡された船舶は 2005年 1978年および 1979年に引渡された船舶は 2006年 1980年および 1981年に引渡された船舶は 2007年 1982年に引渡された船舶は 2008年 1983年に引渡された船舶は 2009年 1984年以降に引渡された船舶は 2010年

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp/)においてご覧いただけます。

2. 旗国政府は、カテゴリ2 またはカテゴリ3 油タンカーのうちダブルボトムタンカーまたはダブルサイドタンカーについて、CAS に適合していることを条件に、船齢 25 年まで運航を認めることができる(13G(5)規則)。ただし、寄港国政府は 2015 年以降運航を続けている船舶に対して入港を拒否する権限を有する(13G(8)(b)規則)。
3. 旗国政府は、CAS に適合していることを条件に、2015 年または船齢 25 年のいずれか早い時期までカテゴリ2 またはカテゴリ3 油タンカーの運航継続を認めることができる(13G(7))。ただし、寄港国政府は 2010 年以降運航を続けている船舶に対して入港を拒否する権限を有する(13G(8)(b)規則)。
4. 13G(8)(b)規則による入港拒否を宣言している MARPOL 締約国は、2003 年 12 月時点で EU15 ヶ国(当時)およびキプロス、マルタ、ポーランドである。また、米国は国内法(OPA90)により、2010 年以降のシングルハルタンカーおよび 2015 年以降のダブルボトムタンカーまたはダブルサイドタンカーの入港を禁止している。

Condition Assessment Scheme (CAS) (決議 MEPC.112(50))

1. カテゴリ1 油タンカーは、2005 年までにフェーズアウトになることから CAS は適用されない。
2. カテゴリ2 またはカテゴリ3 油タンカーは、船齢が 15 年に達した日(2005 年 4 月 5 日の時点で既に 15 歳に達した船舶は、2005 年 4 月 5 日)から最初の定期検査(Special Survey)または中間検査(Intermediate Survey)の時期に CAS を実施することが要求される。
3. CAS 手続き上の要件により、船主は CAS 検査開始の 8 ヶ月前までに CAS 実施の通知を旗国政府およびNK に提出しなければならない。また、添付の表に示すように、CAS の準備段階から実施、報告およびCAS 適合証書の発行に至るまでタイムスケジュールが詳細に定められており、関係者(船主、旗国政府およびNK)はこれらの日程を遵守しなければならない。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付: CAS タイムスケジュール

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0597

添付： CAS タイムスケジュール

